

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から12年3月まで

60歳を過ぎて、平成13年4月に国民年金に再度加入し、その後、2回にわたり、さかのぼって保険料を納付した。

これら保険料の納付のうち2回目に納付した平成11年8月から12年3月までの納付記録が確認できないとの回答をもらった。

当時、納付を認めてもらうまでの経緯を詳細に記憶しており、当時のメモも残っているので、申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後未納等はなく、60歳を過ぎて任意加入後65歳に到達するまでの間、付加保険料と共に国民年金保険料を毎年前納しているなど、納付意識は特に高かったものと思われる。

また、申立人は、申立期間の保険料を納めたとする当時の経緯や納付状況について鮮明に記憶しており、申立ての納付金額は実際の保険料額とほぼ一致するほか、この経緯を記載したメモも当時作成されたものと推認できるなど、申立内容に不合理な点はみられず、申立期間について、保険料相当額を納付していたものと考えられる。

一方、申立人の主張は、平成13年4月に国民年金に任意加入の手続きを行い、その後、2回にわたり、さかのぼって保険料を納付したとするものであり、これは制度上、任意加入の対象者はさかのぼって被保険者となり得ないことから不合理であるが、このうち1回については、社会保険庁の記録においても申立人の被保険者資格取得年月日が、さかのぼって12年4月6日に取得されたものと訂正され、平成12年度分の保険料について、13年9月に納付されたことが確認できることから、実務上、申立人の主張するような取扱いが行われてい

たと認められる。これを踏まえると、制度上、被保険者となり得ないことを理由として保険料納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
申立期間当時、私が国民年金の加入手続き、国民年金保険料は夫の分を含めて、納付可能な期間はすべて納付している。
未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約21年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の元夫は、昭和36年4月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の申立期間である36年4月から40年3月までの期間については45年に特例納付している。

さらに、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連続番号で払い出されている上、納付日を確認できる昭和40年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に離婚するまで夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年4月から国民年金に加入し、昭和36年度保険料を納付した。古い国民年金手帳を紛失したが、38年3月に再発行された手帳の36年度分国民年金印紙検認台紙の切取線上に割印が押してあるのは、当該保険料が納付済みであることの証拠である。

また、昭和37年度保険料を納付した時点で、もし36年度保険料が未納であったならば、督促されて先に当該保険料を納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納になっていることは納付できないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付を裏付ける関連資料であると主張する国民年金手帳の割印は、国民年金手帳を再発行する時点で、既に経過していた年度に係る国民年金印紙検認台紙を国民年金手帳から切り離す際に、切取線上に押したものであり、国民年金保険料の領収を示すものではない。

しかしながら、申立人が所持している昭和38年3月に再発行された国民年金手帳により、再発行直後の同年4月に申立期間後の昭和37年度保険料をA市役所で一括納付していることが認められる上、国民年金の加入手続は、社会保険事務所の記録から37年3月ごろに行ったと推定されるところ、申立人は、申立期間の国民年金保険料を同市役所で紛失した国民年金手帳に現金を添えて納付したと主張しており、加入時点で納付が可能であったにもかかわらず、申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

また、社会保険庁の記録により、申立人の氏名が誤って記録され、平成 13 年に訂正されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間の保険料について、納付金額及び納付方法などを具体的に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年8月まで
昭和38年9月1日から厚生年金保険に加入し46年4月28日に厚生年金保険の被保険者資格を失い、すぐに国民年金に任意加入したはずである。
申立期間が保険料未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町B協同組合を退職後の昭和37年4月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料に係る納付意識は高かったと認められる。

また、未納期間は申立期間のみであり、かつ5か月と短期間であるとともに、申立期間の前後を通じて申立人の夫が転職するなどの変化は無く、保険料が納付できないような経済的事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁が保管する記録によると、申立期間直後の昭和46年9月から47年3月までの期間は未納期間とされていたが、平成19年10月に申立人が所持する国民年金手帳の記録により、納付事実が判明し記録訂正が行われていることから、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間について、国民年金の任意加入手続及び保険料納付に直接関わっていないが、申立期間当初、その夫に手続及び納付を依頼したことを鮮明に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 49 年 12 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 46 年 4 月に A 市から B 市に転入、46 年か 47 年に B 市役所で国民年金加入手続をした。

国民年金保険料は、付加保険料と併せて申立期間①は月に 1,100 円、申立期間②は月に 7,000 円から 8,000 円ほど納付していた。

申立期間について、納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料がすべて納付済みとなっているほか、付加保険料も納付している期間が大半であることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立期間②については、申立期間が 3 か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化が認められず、かつ、国民年金保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等についての申立人の記憶が明確であることから、保険料が未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人は昭和 46 年か 47 年に国民年金加入手続をして、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳では、申立人の被保険者資格取得日は 50 年 1 月 25 日である上、申立人の夫は 39 年 4 月から平成 16 年 3 月まで厚生年金保険の被

保険者であったことが記録上確認できることから、当該期間については、申立人は任意加入の被保険者となり、制度上、さかのぼって国民年金に加入することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の昭和 49 年度国民年金印紙検認記録には、昭和 49 年 12 月欄に「この月まで納付不要」とゴム印が押印されていることから、申立内容は不合理な点が認められるほか、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、保険料を納付していた周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から49年1月まで
② 昭和49年9月から61年3月まで
③ 昭和62年12月から平成元年7月まで

昭和36年4月、母がA町役場において、国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、昭和36年4月から40年4月までは、母がA町において納付した。40年5月からは、私が、毎月B市C区役所に行き、保険料を納付した。

申立期間の保険料の納付を証明する国民年金手帳は廃棄してしまったが、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和36年4月から38年2月までの期間については、
 - i) 申立人は、36年4月、申立人の母がA町において、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、同月にA町において、母と連番で払い出されており、申立人の主張と一致すること、
 - ii) 申立人は、38年3月に結婚により、A町からB市に転居するまでの期間の国民年金保険料について、A町の実家の母が母の保険料と一緒に納付していたとしているところ、母の保険料は納付済みとなっていること、
 - iii) A町を管轄する社会保険事務所の払出簿では、申立人の欄に「移管」の押印があり、このことは申立人がA町からB市に転居した際に、国民年金の異動手続を行ったことを推測させるが、当該手帳記号番号に係る社会保険庁のオンライン記録及び被保険者台帳とも確認できない上、A町及びB市にお

いても納付記録が保存されておらず、行政機関における記録管理が不十分であったことを踏まえると、申立人は保険料を納付していたものと認められる。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和38年3月から49年1月までの期間、②49年9月から61年3月まで期間及び③62年12月から平成元年7月までの期間については、i) 申立人は当該期間の保険料の納付方法について、毎月、B市C区役所において納付したとしているが、B市において保険料の納付方法が毎月となったのは、昭和60年4月からであり、当該期間のほとんどの期間は3か月ごとの納付であったこと、ii) 当該期間のうち、申立人の夫の国民年金加入期間については、夫の保険料も未納となっていること、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いことから、申立人は、保険料を納付していたものと認めることはできない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から50年3月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで
③ 昭和58年7月から60年3月まで
④ 昭和60年11月から平成3年3月まで

昭和49年11月ごろ、A市B区役所において、夫婦で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、夫婦の保険料をまとめて、銀行の窓口で納付した。

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について、保険料が未納または免除と記録されていたが、納付できない。

特に申立期間④のころは、自営業も順調で、家屋やゴルフ会員権を購入しており、資金的にも余裕があったことから、保険料を納付できないはずがない。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間については、
i) 夫婦の納付日が確認できる期間の保険料は、いずれも夫婦同一日の納付となっていることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、当該期間について、申立人の夫の保険料は納付されており、申立人の保険料のみ未納となっているのは不自然であること、ii) 申立人夫婦は、A市の被保険者名簿から国民年金保険料の納付日が確認できる期間の保険料は、ほぼ納付期限内に納付されていることを踏まえると、申立人は、保険料を納付していたものと認められる。

- 2 申立期間①、②、③のうち昭和58年7月から59年3月までの期間及び④については、i) 申立人は、49年11月ごろ、その夫と共に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51年3月に夫婦連番で払い出されており、申立人の主張と一致しないこと、ii) 当該期間について、申立人の夫も申立人と同じく、保険料が未納又は申請免除となっていること、iii) 保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人は、保険料を納付していたものと認めることはできない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から51年3月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで
③ 昭和58年7月から59年3月まで
④ 昭和60年11月から平成3年3月まで

昭和49年11月ごろ、A市B区役所において、夫婦で国民年金の加入手続きを行った。

国民年金保険料は、夫婦の保険料をまとめて、銀行の窓口で納付した。

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について、保険料が未納または免除と記録されていたが、納付できない。

特に申立期間④のころは、自営業も順調で、家屋やゴルフ会員権を購入しており、資金的にも余裕があったことから、保険料を納付できないはずがない。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間 ①のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間については、
 - i) 夫婦の納付日が確認できる期間の保険料は、いずれも夫婦同一日の納付となっていることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、当該期間について、申立人の妻の保険料は納付されており、申立人の保険料のみ未納となっているのは不自然であること、
 - ii) 申立人夫婦は、A市の被保険者名簿から国民年金保険料の納付日が確認できる期間の保険料は、ほぼ納付期限内に納付されていることを踏まえると、申立人は、保険料を納付していたものと認められる。

- 2 申立期間①のうち、昭和49年11月から50年3月までの期間、②、③及び④については、i) 申立人は、49年11月ごろ、その妻と共に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51年3月に夫婦連番で払い出されており、申立人の主張と一致しないこと、ii) 当該期間について、申立人の妻も申立人と同じく、保険料が未納又は申請免除となっていること、iii) 保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人は、保険料を納付していたものと認めることはできない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月

昭和 60 年から 10 年間は季節雇用等で働いており、厚生年金保険の資格を喪失する冬期間については、必ず国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

申立期間の 1 か月について保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 60 年から平成 6 年までの 10 年間について、申立期間を含め厚生年金保険から国民年金への切替手続を 10 回適切に行っているほか、第 3 号被保険者への種別変更手続も適切に行っているなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の A 市における国民年金被保険者名簿兼検認カードには、国民年金加入期間 37 か月のうち、昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの 5 か月分の国民年金保険料納付しか記録されていない上、同市の国民年金被保険者電算データには、申立人の記録が無いなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて住所の変更はなく、国民年金保険料の納付方法等に係る申立人の説明に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

結婚した時に国民年金に加入して、国民年金保険料を納付してきた。保険料は、口座振替か夫が近くの銀行で二人分を納付したはずである。申立期間の保険料が、夫は納付済みとなっているのに、私は未納となっていることに納得できないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短く、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続についても適切に行っており、国民年金に対する意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間後の昭和60年度及び61年度の2年間は、夫婦が同じ日に国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、自宅近くにA銀行B支店（現在は、C銀行D支店）があり、申立人の夫が保険料を納付することが可能であったことが確認できるなど、申立内容の信ぴょう性は高い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間である昭和60年1月から同年3月までの申立人の夫の国民年金保険料は、納付と記録されているのに対し、E市が保管する被保険者名簿では、未納と記録されていることから、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和55年12月1日に、A銀行B支店（現在は、C銀行B支店）で夫の保険料と一緒に1年間分をまとめて納付した。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納になっているのは納得できない。

保険料は、間違いなく納付しているので、納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立人の夫とともに、申立期間前後の国民年金保険料を納付しており、昭和50年度から52年度までの3年間分を現年度で、また、昭和55年10月から平成元年10月までの約10年間分を追納等でそれぞれ納付していることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人の夫は、昭和55年12月1日に申立期間である53年4月から54年3月までの国民年金保険料をA銀行B支店で過年度納付しており、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人及びその夫に係る申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料はすべて納付済み（追納を含む）又は免除期間となっており、未納期間は存在しないことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年11月及び同年12月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年11月1日、資格喪失日に係る記録を51年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月1日から51年1月31日まで
昭和50年11月1日から51年1月末日までの期間、A社B支店に勤務し、厚生年金保険料が控除されていた。

昭和50年11月分と同年12月分の給与支明細書を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間における給与支給明細書及び同職種の同僚の供述により、申立人が、昭和50年11月1日から同年12月31日までA社B支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年11月分及び同年12月分の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、8万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和51年1月1日から同年1月31日までについては厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、申立人は同年1月31日付けで退職し、1月分給与から保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用については、当該事業所

は当時の資料を廃棄しているため、事実を確認できる関連資料を得ることができなかつた上、申立人が記憶する同職種の同僚からも具体的な供述を得ることはできなかつた。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無く、被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに保険料の納付を行ったかは不明であるが、保険料を徴収しながら未納付であったとは考え難いとしている。しかし、当時、当該事業所が保険料の源泉控除額と納付額の総額を照合し、過不足無く保険料の控除及び納付を行っていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 11 月及び同年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を平成4年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月21日から同年8月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に係る厚生年金保険の資格取得日が平成4年8月1日とされているが、同年6月21日から勤務しており、厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与支給表があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された平成4年7月分から同年9月分までの給与支給表の写し（以下、「給与支給表」という。）、事業主の「翌月控除の方法により保険料を控除していた。」との供述及び同僚の供述により、申立人は、A社に4年6月21日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給表に記載されている厚生年金保険料の控除額から、47万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によれば、A社は、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本により、申立期間において、同社は法人事業所であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主が平成4年8月1日を厚生年金保険の資格取得日として届けられたことが確認できることから、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月及び同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 12 日から 44 年 7 月 20 日まで
② 昭和 44 年 10 月 28 日から 46 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間は脱退手当金を支給済みのため、年金額に算入されないとの回答をもらった。私は、当時勤務していたA社B工場を円満退社しないまま、今の夫とC県からD県に転居してきたので脱退手当金の請求をするはずがなく、受け取ってもいない。会社が勝手に請求したと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所での厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の請求要件である24か月に満たない21か月であるとともに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和46年7月の前後2年間に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて二人と少なく、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理が行われておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和46年8月2日に婚姻し改姓しているので、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被

保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間よりも前の被保険者期間で支給期間と連続している期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

北海道厚生年金 事案 516

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 3 月 1 日から 40 年 9 月 19 日まで
②昭和 41 年 9 月 25 日から 42 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間はいずれも脱退手当金が支給済みのため、年金額に算定されないと言われた。脱退手当金を受け取った記憶はなく、また、申立期間の間である昭和 40 年 10 月の 1 か月間勤務した A 社 B 支店の期間が脱退手当金の支給対象となっていないのは不自然であるので、申立期間について年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある 1 か月間の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、2 回にわたる申立期間と未請求となっている被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

なお、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給されているが、申立期間における最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 11 か月であり、②の期間単独では受給権が発生しないことから、②の期間に係る事業所による代理請求の可能性がうかがわれない。

また、申立人は申立期間後の昭和 49 年から 31 年間以上にわたり厚生年金保険に加入しており、「年金は将来の生活が楽になると思っていた。」とする申立

人の主張は不自然ではなく、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め
難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成8年2月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月30日から8年2月1日まで

私は、A社に勤務していたが、平成8年1月に社長から「これ以上社会保険料を支払っていけないので、今月いっぱい健康保険証を返してほしい。」と言われたので、被保険者証を返し、8年2月から国民健康保険と国民年金に加入した。社会保険事務所の記録によると、6年9月30日で厚生年金保険の記録が喪失されている。

源泉徴収票があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった源泉徴収票、家計簿の写し及び複数の同僚の供述により、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録には、当初、申立人の申立期間に係る平成6年10月及び7年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が記載されていたが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年9月30日）に関する処理がなされた日である8年4月2日において、さかのぼって取り消された上、同日に資格喪失日を6年9月30日とする処理が行われているほか、健康保険被保険者証の返還記録も8年4月24日となっている記録が残されている。

さらに、当該事業所に係る社会保険事務所の処理は、申立人以外にも複数の

従業員に対し、申立人と同様の資格喪失の処理が行われており、平成6年11月に入社した者については、8年4月2日に厚生年金保険の資格取消処理がされているが、このように厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に資格の喪失及び取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、事業主に照会したところ、申立当時は社会保険料の滞納があり、さかのぼって社会保険の資格を打ち切られたとしている。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の厚生年金保険の資格喪失日については、保険料控除の実態があったと確認できる平成8年2月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における平成6年8月の社会保険庁のオンライン記録から28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和34年6月から同年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月25日から同年5月2日まで
② 昭和34年6月2日から同年9月1日まで

高等学校の就職斡旋により、卒業後の昭和34年3月25日から同年8月末まで継続してA社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると同年5月2日から同年6月2日までの期間しか厚生年金保険に加入していない。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、事業主（申立当時の事業主の息子であり、申立当時は申立人の同僚）の供述及び申立期間後に勤務したB県C局の人事記録（前職の勤務期間が記載されている。当該記録作成に当たっては、当時、前職場からの証明書の提出を受けて作成されている。）から判断すると、申立人が申立期間②にA社に勤務していたことは認められる。

また、事業主に照会したところ、「申立人の厚生年金保険記録が1か月というものは無い。何かの手違いだと思う。」と述べている。

さらに、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた10人の社会保険事務所の厚生年金保険資格喪失日を確認したところ、供述等により8人の勤務終了日と資格喪失日に誤りは無い（残り2人は所在不明で確認できない。）

ことから、申立人のみ資格喪失日が相違していることは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和34年5月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、勤務先が記載されている高等学校の卒業生名簿、B県C局の人事記録及び申立人の申立内容等から判断すると、申立人が申立期間①にA社に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

また、事業主及び同僚に照会したところ、「当該事業所は試用期間があった。」と述べており、同僚の社会保険事務所の記録を確認したところ、入社後1か月程度経過してから厚生年金保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）の資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年7月1日まで

昭和31年6月1日からC社（現在は、D社。以下同じ。）に勤務していたが、37年6月1日に、同社のE部門が独立したA社に異動した。同社の営業所は、全道各地のC社の営業所に併設されていたため、申立期間についても、それまでと同じ事務所の中で継続して勤務しており、F業務等をしていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、勤続表彰状及び同僚の供述により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和37年6月1日にC社から関連企業であるA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和37年7月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、登記簿謄本により、申立期間において法人格を有していたことが確認でき、また、5人以上の従業員が常時勤務し

ていたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和27年2月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和26年2月から同年12月までは7,000円、27年1月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月7日から27年2月7日まで

昭和27年2月7日にA社から関連会社であるB社に出向したが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時の出向辞令も保管しているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する出向辞令、A社が保管する人事記録、出向稟議書及び職員退社承認申請書並びに申立期間当時、同社からB社に出向した同僚の被保険者資格喪失状況から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和27年2月7日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢の同僚に係るA社における社会保険事務所の記録から、昭和26年2月から同年12月までは7,000円、27年1月は8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、義務を履行したと主張するが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、昭和26年2月7日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から27年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店（現在はC社。以下同じ）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年6月1日、資格喪失日が54年3月1日とされ、当該期間のうち、49年6月1日から51年3月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B支店における資格取得日を49年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を49年6月から50年9月までは6万4,000円、同年10月から51年3月までは8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から51年3月31日まで

昭和49年6月から、A社B支店でD業務員として勤務し、健康保険、厚生年金保険料が給与から控除されていた。一緒に入社した同僚二人は、同じ業種、雇用条件にもかかわらず厚生年金保険の加入記録がある。自分だけがこのような記録になっているのが納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、当該事業所の「申立人は、申立期間において在籍しており、社員番号はxxxxであった。」とする説明、申立人と同じD業務員として勤務し、入社日及び厚生年金保険の資格取得日も申立人と同じ昭和49年6月1日である者3人中（申立人を含む）二人が申立期間において厚生年金保険の資格を取得していたことが確認できる社会保険事務所の記録、当該同僚二人の「申立人

は、申立期間にD業務員として当該事業所に勤務しており、我々と同様に給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。」とする供述及びそのうちの一人（申立人と同様に厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録されている）から提出のあった申立期間と同じ期間の給与明細書から判断すると、申立人は昭和49年6月1日から当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録から、当該事業所が昭和53年5月に申立人を含む13人分の資格取得届をさかのぼって提出したことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の申立人に係る被保険者原票の記録から、昭和49年6月から50年9月までは6万4,000円、同年10月から51年3月までは8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人にかかる保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の被保険者資格の取得に係る届出を昭和53年5月に行った結果、社会保険事務所が厚生年金保険法第75条本文の規定に基づく処理を行ったことが認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年9月まで

申立期間について厚生年金保険から国民年金への切替手続きをしたが、その際に、国民年金手帳の交付が無かったので不安に思った記憶がある。紛失したが国民年金保険料を納付して領収書を受け取っており、間違いなく納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料を納付した事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の国民年金への加入手続や保険料の納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、記録上、昭和50年9月21日であり、これは申立人が所持する国民年金手帳の記載とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間は、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した直後の期間であるが、申立期間後の同様の期間については過年度保険料で納付しており、国民年金への切替手続きに対する意識が高かったとは認め難い。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

昭和45年12月に会社を退職し、将来のことを考えて夫に頼み国民年金の加入手続をしたと記憶している。その後、47年か48年に年金手帳を持参し厚生年金記録と国民年金記録を一本化するために、友人と一緒にA社会保険事務所に行き、50歳代前半の男性担当者に対応してもらったと記憶している。友人はその時に国民年金の加入手続をするために同行したはずであり、その時期からその友人の国民年金加入記録があるはずである。

領収書は保管していないが、申立期間の国民年金保険料について納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点で国民年金保険料は46年1月にさかのぼって納付可能であるところ、申立人にはさかのぼって納付した記憶が無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が厚生年金記録と国民年金記録を一本化するためA社会保険事務所に行った際に、同行し国民年金の加入手続に行ったとしている友人に聴取したところ、申立期間に関わる具体的な供述は得られない上、「私が30歳、夫が31歳の時に国民年金の加入手続をした。」と供述しており、この時期は昭和52年から53年ごろであり、友人の国民年金手帳記号番号の払出しの時期と一致し、申立人の申立内容と相違している。

さらに、申立期間は51か月と長期間であるとともに、申立人が、申立期間

当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から41年8月まで

昭和27年ごろから住み込みで働いていたA市の事業所の事業主が、「年金を掛けてあげる。」と言っていたことを記憶している。結婚後しばらくして当該事業所を辞めB市に転居して間もなく、B市役所の男性職員が毎月集金に来て、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたと思っていた。その妻が納付済みで、自分が申立期間について国民年金に未加入であったことは納得できない。

領収書は残っておらず、納付していた妻は13年前から寝たきりのため、納付した金額などは確認できないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務していたA市の事業所の事業主が、「年金を掛けてあげる。」と言っていたとの申立人の主張について、昭和37年ごろから申立人と一緒に当該事業所に住み込みで勤務していた同僚は、「申立人は既に住み込みで勤務しており大先輩であった。また、事業主は自分が採用された際にも、『歳を取ったときのために、年金を納めてあげる。』と言われた。」との供述が得られた。

しかし、申立人が退職後も勤務していたとされる当該同僚に関し、昭和37年から、申立人がB市に転居した40年7月14日（住民票にて確認）以前の申立期間について、国民年金保険料を納付していた事実は確認できない上、事業主の息子は、「父親が当時従業員の国民健康保険料を納付していたことは知っていたが、国民年金保険料を納付していたと聞いたことがない。」と供述していることから、事業主が申立人の国民年金保険料を代理で納付していたとの事実は確認できない。

また、B市に転居した昭和40年7月以降、申立人の妻が毎月集金に来たB市職員に、申立人及びその妻の保険料を納付していたとの申立人の主張について、B市へ照会の結果、同市では当時、国民年金保険料納入組合が保険料を集金していたことが確認できたが、申立人及びその妻が当該納入組合に加入し申立期間の国民年金保険料を納付していたことまで推認することはできない。

さらに、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に全く関与していない上、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、健康状態から当時の具体的な状況を聴取することができないため、申立人に係る国民年金の住所変更手続及び保険料の納付状況などが不明である。

加えて、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は39か月と長期間である上、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 783

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から平成2年6月まで

申立期間について、父親の会社である、A社に勤務していたが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。申立期間の国民年金保険料について、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、申立人の父親が国民年金の加入手続及び保険料を納付したとしているが、申立人の父親はすでに死亡しているため証言を得ることができず、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の申立期間に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、60歳になるまで一度も国民年金に加入していないことから、年金制度に対する意識の高さはうかがえない。

さらに、申立期間は15年と長期間であるとともに、申立人が、申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

昭和36年4月に始まった国民年金制度について新聞かラジオで知り、A市役所の出張所で手続きした。その後、38年2月に婚姻しA市B地区に住所を定めた。そのころから毎月集金の女性が来るようになったが、45年に区役所で調べたら、申立期間の国民年金保険料が納付されていないことが分かった。

婚姻により氏名が変わったためと思っていたが納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年4月ごろに払い出されていることから、この時期に国民年金の加入手続きが行われたと考えられ、申立期間は時効により納付できない期間である。

また、申立期間以外にも未加入及び未納期間があり、申立人が国民年金制度に対する関心、及び納付意識が高かったとは思われない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間のうち、婚姻する前の昭和38年1月まで(当初婚姻時期を38年1月と述べていた)の納付状況に係る記憶が明確でない上、38年2月の婚姻当初から1年ぐらいA市役所の集金人が訪問し納付していたと供述しているが、同市役所において国民年金推進員制度ができ、委嘱発令されたのは38年10月7日であることが確認でき、申立人が集金人に納付したとする申立内容は不合理な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 785

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から55年12月まで

社会保険事務所に行った年金記録照会の回答では、昭和54年7月から55年12月までの国民年金保険料が未納となっているが、前後の期間は記憶と記録がきちんと一致しており、前後関係や私の性格から、この期間のみ未納とは考えられない。

申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、前後の期間の記録状況などから納付していると主張しているが、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧であり、具体的な納付状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳に係る記号番号が払い出されたのは、昭和54年7月初旬と推定されるが、社会保険庁が保管する被保険者記録のほかA市役所の被保険者記録においても申立期間に係る納付の記録は無い。

さらに、申立人には申立期間以外にも未加入期間が存在し、かつ、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から44年3月まで
昭和40年11月に結婚してから町内会の人が国民年金の保険料を集金に来ていた。領収書は保管していないが、申立期間については国民年金保険料を納付していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、町内会の集金により納付したと主張しており、申立人の義姉も、当時、町内会で国民年金保険料を集金していたとしているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険事務所の被保険者台帳及びA村の国民年金被保険者名簿において、申立期間については、申請免除期間であったことが確認できる上、申立人の夫についても、昭和42年ごろに国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月から44年3月までの期間については、申請免除期間であったことが確認できることから、家計を同一とする申立人についても免除申請を行っていないとは考え難い。

さらに、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、社会保険事務所及びA村の記録に不備があった形跡もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年3月までの期間、43年4月から同年7月までの期間及び同年9月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、申立人の48年4月から52年3月までの国民年金保険料についても、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から39年3月まで
② 昭和43年4月から同年7月まで
③ 昭和43年9月から44年3月まで
④ 昭和48年4月から52年3月まで

①②③の申立期間は、加入手続と納付は母親が行っていたため当時の状況はよく分からないが、自分は家業のため一生懸命働いてきたのに20歳から加入しない訳が無く、これらの期間は納付しているはずである。

④の申立期間は、社会保険事務所では国民年金保険料の還付をしたと説明をしているが、還付した記録があるから還付しているという説明には納得ができない。保険料還付金を受けた記憶も無く、還付請求をした覚えも無いので早急に還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①②③については、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

2 申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳に昭和39年7月11日の発行日が記載されているので、その時期に加入手続が行われたものと推認できることから、申立期間①は、その時点で過年度納付によるほかは保険料を納付できない期間であるが、過年度納付したことをうかがわせる周

辺事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も認められない。

また、家族は「申立人は、20歳前後のころは家族と同居せず、A市で会社勤めをしていたので、B町では国民年金に加入していなかった。」と供述していることから、申立人は、申立期間①の当時は、国民年金に加入していなかったと推認でき、保険料を納付したとは考え難い。

3 申立期間②③については、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録には、昭和43年8月の国民年金保険料納付済みを証するB町の検認印が押されている以外は空欄となっており、当時は印紙検認方式による納付方法が採用されている期間であり、申立人の国民年金手帳に検認印が無いこと及び印紙検認台紙が切り取られておらず、43年8月以外には印紙を貼付した形跡が無いことから、保険料を納付していたとは考え難い。

4 申立期間④については、社会保険事務所が保管する還付整理簿に、申立人に係る整理番号、金額、還付理由、決定年月日及び支払年月日が記載されており、同事務所が保管する被保険者台帳（マイクロフィルム）には、還付したことによる記録訂正も確認でき、厚生年金保険の加入が判明したことによる国民年金保険料の還付が行われたことについて不自然な点は無い。

また、A市の過年度納付記録簿にも、還付期間として申立期間④が記載されており、申立人の銀行預金口座には、還付金相当額の入金が確認できる。

このほか、申立期間④について還付が行われていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、社会保険事務所から、納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。昭和 61 年ごろ、亡くなった夫が加入手続きを行い、国民年金保険料も夫が毎月 4,000 円ぐらいを納付していた。夫は確かに保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和 61 年ごろに申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人自身は関与しておらず、加入手続き及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録により、昭和 63 年 11 月以降に払い出されていることが推定できることから、その時期に申立人の国民年金加入手続きが行われ、同時に申立人の夫が A 社を退職した 61 年 4 月までさかのぼって資格取得（強制加入）されたものと推認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和 63 年 11 月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない上、それ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が納付していたと主張する国民年金保険料の金額は、申立期間当時の保険料金額とは大きく異なるなど、保険料の納付に係る申立人の記憶は明確でない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び46年11月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和46年11月から54年3月まで

年金記録を確認したところ、両申立期間について国民年金保険料の納付の事実が確認できないとの回答であったが、申立期間①は母親が両親と私の分を一緒に納付していたと聞いており、また、申立期間②は母親が未納となっていた保険料をさかのぼって納付したはずである。

両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び両申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親も既に死亡していることから、両申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年8月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間①及び申立期間②の大部分は特例納付によるほか国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人は、昭和62年4月ごろその母親に未納分の保険料をさかのぼって納付してもらったとしており、その時点は特例納付期間では無く、時効により両申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から43年10月まで

昭和41年8月にA市に転居し、同年10月に集金人が自宅を訪れ、「国民年金は国民全体が加入しなければならないので加入してください。」と言って国民年金への加入を勧めたので加入し、それ以降3か月分ずつの国民年金保険料を納付した。

昭和43年11月に同市内の別の所に転居するまで国民年金保険料を納付したのに、納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時の保険料を1か月当たり630円で、その後、頻繁に上がっていったと述べているが、当時の保険料は100円（昭和41年10月から同年12月まで）又は200円（昭和42年1月から43年12月まで）で、申立人の主張する保険料額と大きく異なっている。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金手帳を受け取った時期は昭和41年10月ごろで、当該手帳には国民年金保険料の納付記録が記載されていたが、49年2月にB町（現在は、C市。）で国民年金の加入手続を行った際、同町に返納したと供述しているところ、同町では、一切の記録が無い手帳以外は、返納してもらうことはあり得ないと証言しており、申立人の供述と矛盾している上、申立人も、申立期間の国民年金保険料を納付した事実が記載されていないことについて、何ら異議を申し立てていない。

加えて、申立期間当時、申立人の夫も国民年金の強制被保険者期間があるものの、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料の納付も無いほか、申立人には国民年金手帳記号番号が2回払い出されているが、このうち、昭和36年

に払い出された記号番号については全く記憶が無いと述べているなど、申立人の国民年金に対する意識は必ずしも高くないことがうかがわれる。

その上、昭和 36 年に D 市で払い出された国民年金手帳記号番号が、申立期間当時、有効であったか否かについて A 市に確認したところ、同市が保管する索引簿に当該記号番号は記載されていないため、当該記号番号で国民年金保険料を納付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの期間、46年7月から47年6月までの期間、48年4月から同年6月までの期間、48年10月から同年12月までの期間及び49年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで
② 昭和46年7月から47年6月まで
③ 昭和48年4月から同年6月まで
④ 昭和48年10月から同年12月まで
⑤ 昭和49年4月から59年3月まで

昭和44年10月ごろ、A市B区役所において、国民健康保険の加入手続きを行うと同時に国民年金の加入手続きを行った。

国民年金保険料は、毎月、B区役所の窓口で納付した。

申立期間当時は、C公庫から事業資金を借りて、飲食店を経営していたが、C公庫から事業資金を借りるためには、国民年金保険料を納付していなければならないことから、保険料の未納は無いはずである。

また、飲食店事業も順調であり、C公庫から借りた事業資金は、3年ほど返済しており、当時、保険料を納付する資力はあった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間は162か月と長期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付額について、収入に応じて変わったため、記憶に無いとしているが、国民年金保険料は、定額であり、収入に応じて保険料が変わるのは、国民健康保険料であることから、申立人は、国民年金と国民健康保険を混同している状況がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間直後の2年間は、保険料が申請免除されている上、その後の9年間は、保険料が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで
申立期間は、A社（現在は、B社。以下同じ。）C支店で勤務していた。入社以来、毎年4月に賃金改定があったので昇給しており、また、申立期間当時は高度経済成長時代であったので、標準報酬月額が上がることはあっても下がることはないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間における申立人に係る社会保険事務所が記録する標準報酬月額は、昭和 40 年 10 月 1 日及び 50 年 10 月 1 日にそれぞれ直前の標準報酬月額より低く改定されていることが認められる。
- 2 昭和 40 年 10 月 1 日の標準報酬月額改定については、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない。

また、昭和 40 年 10 月 1 日の標準報酬月額改定の直前の同年 5 月 1 日改定の標準報酬月額が、その前の 39 年 10 月 1 日の標準報酬月額に比べ 2 等級高いものとなっており、一時的に標準報酬月額が上がったことから、標準報酬が改定され、その後、何らかの手当等の減額等により、申立人の 40 年 10 月 1 日の標準報酬月額が下がったものと推測できる。

さらに、申立人の昭和 40 年 10 月 1 日の標準報酬月額は、39 年 10 月 1 日の標準報酬月額より 1 等級上がっていることから、申立人の 40 年 10 月 1 日の標準報酬月額改定は、妥当性を欠くものではないと判断できる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚 6 人のうち、昭和 40 年 10 月 1 日時点でA社における厚生年金保険被保険者とな

っている4人のうち一人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できる。

- 3 昭和50年10月1日の標準報酬月額改定については、申立人から提出のあった「資格・賃金通知書」により申立人の基本給は確認できるが、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない。

また、直前の昭和49年9月1日改定の標準報酬月額が、その前の48年8月1日の標準報酬月額に比べ6等級高いものとなっており、一時的に標準報酬月額が上がったことから、標準報酬が改定され、その後、何らかの手当等の減額等により、申立人の50年10月1日の標準報酬月額が下がったものと推測できる。

さらに、申立人の昭和50年10月1日の標準報酬月額は、48年8月1日より3等級上がっており、申立人の50年10月1日の標準報酬月額改定は、妥当性を欠くものではないと判断できる。

なお、事業主から提出のあった申立人の厚生年金基金加入台帳の標準報酬月額も社会保険事務所の記録と合致していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、昭和50年10月1日時点でA社における厚生年金保険被保険者となっている5人のうち3人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できる。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月から 32 年 4 月まで

昭和 30 年 10 月に A 社に採用され、B 作業所で勤務を始めたが、同作業所で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無く、32 年 5 月 1 日から A 社の C 作業所で勤務した以降についての加入記録となっている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における当時の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に A 社の B 作業所の現場で勤務していたことは推認することができるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、A 社の B 作業所は、社会保険事務所の記録によると厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、申立人が当初名前を挙げた同僚 3 人の内一人は死亡しており、二人が申立人のことを記憶しているが、その内の一人が、「申立人は、まじめな仕事ぶりから私が推薦した結果、申立期間後に正社員となった。正社員となるまでは、臨時雇用の作業員であった。A 社の B 作業所では、臨時雇用の作業員や下請会社の社員は厚生年金保険が適用されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人が当初名前を挙げた同僚 3 人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について A 社本社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人が後に名前を思い出した同僚二人は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和 32

年5月1日にA社のC作業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、A社のB作業所で厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月から 29 年 1 月まで

昭和 27 年 4 月に A 社 B 出張所の現場で、下請けである C 班の D 業務担当として採用され勤務していたが、厚生年金保険の記録は、29 年 2 月 1 日からの加入となっている。私は E 係として、職員の賃金明細書作成を担当していたので、給与から厚生年金保険料を控除していた記憶がある。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における当時の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に A 社の現場で勤務していたことは推認することができるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社 B 出張所は昭和 29 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる上、申立人が所属していた C 班の班長の息子は、「申立人は、申立期間当時、A 社の下請けである C 班で勤務していたが、C 班は昭和 29 年 1 月までは厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険の適用以前に給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 5 人は、社会保険庁のオンライン記録により、A 社本社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、C 班の班長及び班長の息子の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同じ昭

和 29 年 2 月 1 日であることが確認できる。

加えて、A 社 B 出張所の厚生年金保険被保険者名簿から被保険者 3 人を抽出し照会したところ、うち二人は申立人が A 社 B 出張所の現場で勤務していたことを供述しているものの、残る一人からは具体的な供述は得られず、申立人の申立内容を裏付ける供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 10 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について加入した事実が無い旨の回答をもらった。

昭和 38 年 4 月に勤めていた鉱山が閉山となり、A 市 B 局の試験を受けて合格したので、同年 5 月に臨時職員として入局し、同年 6 月に長女が産まれた際に健康保険証をもらった記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 市 B 局の在職期間証明書により、申立人が申立期間について、A 市 B 局に臨時的任用職員として勤務していたことが認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、A 市 B 局に照会をしたものの、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の説明によると申立人と同じ時期に採用された臨時的任用職員は申立人を含め 27 人であるが、これら全員について社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間に厚生年金保険に加入した形跡がある者はいない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚 3 人に照会したところ、3 人とも「申立期間当時、厚生年金保険料の控除について具体的な記憶は無い。」と供述して

おり、上記3人以外の同僚については照会を行わないよう申立人が要請していることから、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月まで

昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月まで、A 社（現在は、B 社。以下同じ。）に C 職として勤務した。

給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚 5 人及び社会保険事務所の記録から、当時、当該事業所に勤務していた同僚 7 人に照会したところ、9 人から回答があり、うち 8 人から申立人が当該事業所に勤務していたとする供述が得られたものの、それ以上の供述は得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業主に照会したところ、当時の資料が無く不明であると回答していることから、申立の事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考

え難い上、雇用保険の加入記録においても、申立期間における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 11 月 5 日まで
② 昭和 31 年 4 月 20 月から 32 年 3 月 31 日まで

昭和 27 年 4 月 1 日から定時制高校に通いながら兄が働いていた A 社 B 出張所で卒業するまで勤務した。その後、31 年 4 月からは夜間の大学に通いながら、32 年 3 月 31 日まで A 社 C 出張所で勤務した。

社会保険事務所にこの間の記録について照会したところ、昭和 28 年 11 月 5 日から 31 年 4 月 20 月までの期間については、厚生年金保険の加入記録があるものの、そのほかの期間については加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が A 社 B 出張所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が申立期間①について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が名前を挙げた申立人の兄及び同僚 5 人については、申立人の兄は入院中のため供述を得ることはできず、同僚 5 人は、連絡先が不明であるか又は死亡していることから供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所に勤務していたことが確認できる 3 人に照会したところ、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の資格取得時期との関係をみると、

採用時期から資格取得時期までは一律ではなく、従業員ごとに異なることが確認できることから、当該事業所は、何らかの基準により、従業員ごとに加入時期について判断し、入社後、一定期間において厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、申立人より以前から当該事業所で働いていたとする申立人の兄は、社会保険事務所の記録から、昭和33年9月1日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業主に照会したところ、当時の資料が無く不明であると回答していることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

なお、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和27年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同年4月は、厚生年金保険の適用事業所に該当しない。

- 2 申立期間②について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、時期は特定できないものの、A社C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録から、当時、当該事業所に勤務していた同僚5人に照会したところ、うち一人から申立人が当該事業所に勤務していたとする供述が得られたものの、それ以上の供述は得られず、申立人の申立事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業主に照会したところ、当時の資料が無く不明であると回答していることから、申立の事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 15 日から同年 3 月 16 日まで
年金記録を確認したところ、平成 4 年 1 月 15 日から同年 3 月 16 日まで、厚生年金保険に加入していた記録が無いとの回答を得た。
平成 3 年 6 月 1 日から 7 年 12 月 21 日まで、A 社 B 施設において途中で退職することなく勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、保険料控除を確認できる給与明細等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料の控除の状況等に係る具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、A 社 B 施設の申立期間当時の総務部長に照会したところ、「申立期間当時は、新規オープンの初年度であったため、冬期間は仕事が無く、申立人を含め複数の従業員をいったん退職させた。それに伴い平成 4 年 1 月 15 日付けで厚生年金保険の資格喪失の届出を行い、同年 3 月 16 日に資格を再取得した。退職期間中は給与を払っておらず、厚生年金保険料を給与から控除していない。なお、翌年からは他に仕事を見付けるなどして通年で雇用した。」と供述している。

さらに、当該事業所が提出した申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、資格喪失確認通知書により、当該事業所は申立人の資格喪失日を平成 4 年 1 月 15 日、資格取得日を同年 3 月 16 日と届けたことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録と一致しているとともに、

雇用保険の加入記録においても同年1月15日に離職し、同年3月16日に資格取得しており、厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）及び資格取得日の記録と合致している上、社会保険庁のオンライン記録には、申立人の健康保険証が、同年1月22日に返納された記録があることから、社会保険庁の記録どおりの資格喪失届が事業主によって行われたものと認められる。

加えて、当該事業所が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人について平成4年1月分及び同年2月分の賃金は支給されていないことが確認できる。

このような状況の下、当該事業所が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

なお、申立人が名前を挙げた同僚一人も、申立期間について当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が認められないが、当該同僚は、申立期間当時の勤務状況に関する記憶が定かではないため、申立人の厚生年金保険の適用状況及び勤務状況について確認することができず、社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所に勤務していたことが確認できる3人に照会したところ、「申立人の当時の勤務状況について覚えていない。」と述べており、申立人の勤務状況を確認できない。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 27 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 31 年 11 月に A 社 B 工場に就職し、33 年 11 月まで勤務していた。保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、当該事業所で勤務していた時に休職や一時退職したことは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 工場に勤務していた期間すべてを厚生年金保険被保険者期間であったと主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所に保管されている A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者名簿 (xxxx-a) には、昭和 31 年 11 月 1 日付け資格取得及び 32 年 8 月 27 日付け資格喪失の記録があり、かつ、同名簿 (xxxx-bc) には、32 年 12 月 1 日付け資格取得及び 33 年 11 月 5 日付け資格喪失の記録があることから、両期間については申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できるが、同名簿では、申立期間において申立人の記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿によると、他の被保険者には昭和 32 年 10 月の定時決定に係る処理がなされているところ、申立人には当該記録が無いことから、申立人は社会保険事務所の記録どおりの 32 年 8 月 27 日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出が事業主により提出されたと考えられる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人及びその他の同僚 5 人に照会したも

のの、申立人の申立内容を裏付ける明確な供述は得られない。

なお、当該事業所は昭和 42 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月から 29 年 10 月まで

A 基地内に所在する、B 施設に勤務していた昭和 27 年 9 月から 29 年 10 月までの期間について、厚生年金保険に加入していない旨の回答を社会保険事務所からもらったが、申立期間当時においては、政府管掌健康保険に加入していたことを明確に記憶しており、共に勤務した同僚は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B 施設の C 部門に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 30 年 3 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、関係者の所在も不明であることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において、B 施設における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 6 人に照会した結果においても、申立人の勤務実態を裏付けるような供述を得ることができない上、6 人全員が、「C 部門の運営は、B 施設ではなく、D 部が行っていたはずだ。」と供述

している。

加えて、前述の同僚6人のうち一人は、「申立人が勤務していたのは、E局F部であった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、申立人は、申立期間のうち昭和28年1月1日から同年4月30日までの期間においては、B施設と所在地を同じくするE局F部に勤務していたことが確認できること、及び同事業所は、任意包括適用事業所として、政府管掌健康保険のみ適用を受けていたことが確認できることを併せて判断すると、申立人が申立期間においてB施設に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

その上、社会保険事務所が保管するB施設及びE局F部の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査した結果、いずれの記録においても、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した事実は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 531

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 26 日から 54 年 3 月 1 日まで
昭和 51 年 1 月 6 日から 54 年 10 月末までの期間、A 社（現在は、B 社。以下同じ。）に勤務していた。申立期間についても、A 社に継続勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

また、雇用保険の加入記録では、申立人はA社を昭和 52 年 11 月 25 日に離職しており、その後、54 年 3 月 1 日に再度、同事業所で資格取得した記録となっており、社会保険事務所の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日（離職日の翌日）の記録と合致している。

さらに、雇用保険の記録から、申立期間の一部について求職者給付が行われていたことが確認できることに加えて、C 市 D 局から提出された申立人に係る勤務台帳により、昭和 53 年 11 月及び同年 12 月について E 校に長期欠勤者の代替の時間講師として勤務していたことが確認できることから、申立内容は不自然さがうかがえる上、申立人の当該事業所に勤務していた期間及び求職者給付を受給していた時期に関する記憶は曖昧である。

その上、申立期間について、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事業主に照会したが、申立ての事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 532

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 28 日から 43 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。保険料控除の事実が確認できる申立期間中の給与明細は無いが、申立期間はA社に引き続き勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るA社で当時、一緒に勤務していた申立人の部下の供述、B商工会における永年従業員表彰者の名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していたことが推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて、当該事業所では当時の書類を廃棄しており、それを確認できる給与明細等の関連資料が無い上、当時経理事務を担当していた事業主の妻も既に亡くなっており、その供述も得ることができないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人に係る健康保険証が昭和 42 年 3 月 30 日に返還され、改めて 43 年 2 月 1 日に別番号の保険証が交付されていることが確認できることから、申立期間においては健康保険証が交付されておらず、厚生年金保険にも加入していなかったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 8 日から 49 年 7 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間は脱退手当金が支給済みとの回答を受けた。当時は、脱退手当金を事業所から退職金として、あるいは、退職金に含めて支給されることもあったと聞いたことがあるが、私は退職後、退職金等として事業所からの金銭の授受は一切なかった。脱退手当金を受け取った記憶が全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所における厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和49年10月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は事業所を退職した際の手続や給料の受取などについての記憶が明確ではないなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、事業所から申立人へ昭和49年7月25日付けで退職手当計算書が提出されていることが確認できるが、申立人は退職金の受給を否定している。

さらに、事業所を退職後、強制加入期間を含め第3号被保険者資格を取得するまでの約12年間において国民年金に加入していないことから、申立人は、申立期間当時、将来の年金に関する意識が高いとはいえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年5月1日から18年9月17日まで
② 昭和18年9月20日から20年5月15日まで

申立期間①については、A地域のB社（現在は、C社。以下同じ。）D出張所、申立期間②については、E県のB社E出張所に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る事業主による申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無い。

また、申立期間①のうち、昭和16年5月1日から17年5月31日までの期間については、労働者年金保険法（昭和17年6月施行）に基づき、厚生年金保険の前身である労働者年金保険制度が発足する以前の期間である。

一方、申立人が勤務していたとするB社D出張所のあったA地域については厚生年金保険法は適用されておらず、また、申立人はA地域生まれであり、当該事業所によると、保管している職員名簿（A地域の現地採用の場合は名前が載らない。）に申立人の名前がないことから、申立人は現地採用であったと推認されることから、労働者年金保険法の適用は無かったことが判断できる。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚についても、申立期間に厚

生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間は厚生年金保険の適用を受けない期間であることから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人がB社E出張所に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚についても、申立期間に厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、当該事業所に照会したが、資料が無いため、申立人の勤務の実態が確認できず、社会保険事務所の記録から申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者についても所在が確認できないことから当時の事情を聴取できない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から 54 年 9 月ごろまで

昭和 51 年 4 月 1 日から 54 年 9 月ごろまで A 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、52 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失したことになる。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

また、申立人は、A 社に勤務していた期間の記憶が明確では無い上、申立期間と一緒に勤務していた同僚等の名前も記憶していない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の所在も確認できないことから申立人の勤務実態等について確認できない上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したところ、「申立人は昭和 52 年の途中から出勤していない。」と述べており、昭和 52 年 4 月から当該事業所に勤務している者は「申立人のことは知らない。」と述べている。

その上、当該事業所は昭和 54 年 4 月から厚生年金基金に加入しているが、

当該基金に照会したところ、申立人の基金加入記録は確認できない。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立期間は国民年金の申請免除期間であることが確認できる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 1 日から 28 年 9 月 12 日まで

私は、昭和 27 年 4 月から 28 年 11 月 16 日まで A 社に勤務し、B 作業や C 作業に従事していたが、社会保険事務所の記録によると、28 年 9 月 12 日に厚生年金保険に加入したことになる。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、厚生年金保険の資格取得日について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 27 年 7 月 1 日に変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた期間の記憶が明確ではない上、一緒に勤務していた同僚等の名前も記憶していない。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の状況は確認できない上、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したところ、「申立人の名前に記憶は無いが D 部門の E 係は、管理職以外は臨時職員であり、臨時職員は入社後 1 年半程度は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べており、このことから判断すると、申立人は、臨時職員であったことがうかがわれる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 2 日から 32 年 12 月ごろまで
勤務時期ははっきりしないが、申立期間ごろにA社の下請けであるB社に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、B社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人は、当該事業所に勤務していた期間の記憶が明確ではない上、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認でき、当該事業所において厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は別の事業所に勤務しているか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

なお、厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の状況は確認できず、社会保険事務所の記録から、当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したところ、「申立当時は厚生年金保険

に加入しておらず、保険料も控除されていなかった」と述べている。

加えて、申立人から名前の挙がった4人のうち一人はA社出張所において厚生年金保険の加入記録が確認できたが、他の3人については、申立人は名字しか記憶していないため、厚生年金保険の加入記録を確認できない。

一方、A社に照会したところ、B社及び申立人に係るすべての事項について不明と回答しており、社会保険事務所の記録によりA社出張所に勤務していたことが確認できる者に照会したところ、B社とA社とはまったく別会社であり、厚生年金保険は別々に取り扱っていたと述べている。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月15日から23年1月16日まで
昭和22年6月15日から60年1月16日までA社B出張所に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、23年1月16日に厚生年金保険の資格を取得したことになる。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務期間が記載されている永年勤続の表彰状により、申立人が、申立期間において、A社B出張所に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情はない。

また、申立人は、一緒に勤務していた同僚等の名前を記憶していない。

なお、永年勤続表彰状の発出者である当時の当該事業所長に照会したところ、「永年勤続表彰状の勤務期間には、試用期間を含んでいると思う。」と述べている。

さらに、当該事業所及び社会保険事務所の記録から申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したが、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人の雇用保険記録と厚生年金保険記録の資格取得日は合致しており、当該事業所に勤務していた同僚二人の雇用保険の資格取得日を確認したところ、厚生年金保険記録と合致していることから、申立人のみ厚生年金保険記録が誤っているとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月1日から48年4月1日まで
② 昭和53年7月10日から54年11月1日まで

申立期間①についてはA社で勤務しており、代表者の氏名を記憶している。申立期間②についてはB社で勤務しており、代表者と同僚二人の名前を記憶している。厚生年金保険料の控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当時の代表者の所在は不明であり、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、申立てに関する供述を得ることができず、申立期間当時における申立人に係る勤務実態及び保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

加えて、名称が類似している事業所を確認したところ、1社について厚生年金保険適用事業所が認められたが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人及び代表者の氏名は記載されていない。

2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人がB社で勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、当該事業所の代表者及び申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡しており、申立てに関する供述を得ることができない上、代表者及び同僚は、社会保険事務所の記録によると国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、代表者の娘は「自分も当該事業所で勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から同年8月1日まで
申立期間は、A社B支店で、季節労働者として勤務しており、C鉱山でD作業を行っていた。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、A社B支店に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人は、いずれも当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、当該事業所で申立期間中に厚生年金保険の被保険者であった者6人に照会したところ、このうち5人については回答が無く、回答があった一人は、「申立人については記憶が無い。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から35年10月1日まで

申立期間は、A病院にB師として勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。当時、同病院はC市D区にあるE病院が経営しており、専務理事は同病院から来ていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は保管していないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA病院の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が、申立期間において、当該事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録において、当該被保険者名簿に記載された申立人の旧姓名である「〇〇△ F子」の記号番号 xxxx-xxxxxxを調査したところ、申立期間の加入記録が確認できる一方で、申立人が、昭和35年10月31日に、申立期間に係る脱退手当金を受給していることが確認できる。

なお、当該記録は未統合記録となっているが、当該記録において、平成19年9月27日に、申立人の氏名が旧姓名から「□□△ F子」に変更されたことが確認できることから、本件申立てを受けた社会保険事務所が、申立人の旧姓で管理されていた年金記録を整理する際に、「〇〇△」姓を「□□」姓に書き換えるべきところ、誤って「△」を削除しなかったことにより、当該記録が未統合となったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことは確認できるが、申立期間に係る脱退手当金を受給していることから、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 25 日から 33 年 1 月 18 日まで
② 昭和 33 年 4 月 28 日から 34 年 3 月 1 日まで

昭和 32 年 5 月 10 日から 34 年 2 月末日まで、A社B支店（現在は、C社B支店。以下同じ。）にD職として継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、C社B支店に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、申立人は、当時、勤務地であったC社E営業所において同営業所の所長及びその妻と一緒に勤務していたと主張するが、このうち同営業所の所長は、申立期間当時、C社B支店で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの既に死亡しており、同所長の妻は当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、病気のため照会することができない。また、申立人が挙げた他の営業所に勤務していた同僚等二人に照会しても、いずれも回答が得られず、これらの者から、申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、両申立期間当時、当該事業所で被保険者であった者5人に照会したものの、申立人が両申立期間において当該事業所で勤務していたことを裏付け

る供述は得られず、ほかに申立人が両申立期間において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

昭和 39 年 2 月 1 日に、A社からB社に移り、41 年 3 月末まで運転手としてC作業に従事していた。

B社に移った後しばらくして、同社から中古の車両を買い受けて仕事をしたが、同社に移った当初は同社の車両で仕事をしており、個人事業主ではなかった。

同時期にB社に移った同僚には厚生年金保険の加入記録があると聞いており、なぜ自分の加入記録が無いのか分からない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚等の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社に在籍していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成 3 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は入院中のため照会を行うことができないことから、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が一緒に勤務していたとする同僚 13 人のうち 2 人は、申立人と同様に、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、当該同僚 13 人のうち、申立人と同様にA社

からB社に移ったことが確認でき、かつ、申立人に係る供述が得られた4人のうち3人は、いずれも、「当該事業所では、多くの運転手が会社から中古車両を買い取って個人事業主として働いており、当時、申立人も個人事業主だった。」と供述しているほか、このうち一人は、「自分も、個人事業主となった時点で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。」と供述していることを踏まえると、申立人も、当該事業所において、個人事業主として取り扱われていたものと考えられる。

加えて、申立人は、「B社に移った当初は個人事業主ではなかった。」と主張するが、①当時の事業主の妻の供述から、B社がA社D営業所から名称変更したものであることが確認できること、②社会保険事務所の記録により、申立人が、昭和36年4月1日にB社が厚生年金保険の適用事業所となった後も、39年2月1日にA社が同保険の適用事業所に該当しなくなるまでの2年10か月にわたって、引き続き同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、申立人は、A社D営業所がB社に名称変更した当初は個人事業主ではなかったものの、その2年10か月後の39年2月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点では個人事業主となっていたものと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 31 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

両申立期間は、A市にあったB社に勤務しており、試験を受けて入社したので間違い無く正社員であった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和 62 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人に係る勤務実態及び申立人が両申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立人は、当時、当該事業所で一緒に勤務していた同僚 4 人について名字しか記憶していないため、個人の特定制ができず、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、当該 4 人の名字に該当する者は確認できない。

加えて、両申立期間の前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者 7 人に照会したものの、申立人が両申立期間において当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られず、また、当該 7 人のうち二人が、「A市では季節労働者が約 100 人勤務していたが、正社員は工場長や大卒者等 5、6 人しかいなかった。」と供述しているほか、このうち、当時、工場次長であ

った一人は、「当時、季節労働者は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで
② 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①については、A社において、季節労働者としてB職の仕事をしていた。季節労働者ではあったが、失業している期間も厚生年金保険には加入していた。

申立期間②については、公共職業安定所から紹介されたC社において、3か月間のアルバイトとして同社のD作業を行った。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所が保管する両事業所の厚生年金被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間①については、雇用保険の記録により、当該期間のうち昭和 40 年 4 月 20 日から同年 12 月 6 日までの期間、41 年 4 月 1 日から同年 12 月 30 日までの期間及び 42 年 4 月 24 日から同年 12 月 19 日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時、申立人のような職人は日雇労働者健康保険に加入させており、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している上、申立人が一緒に勤務していた同僚とする者

一人及び当該事業所で厚生年金保険の被保険者であり、同保険の加入記録から季節労働者であったと考えられる3人の合計4人に照会したところ、このうち3人が、「入社当初は日雇労働者健康保険に加入しており、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているとともに、当該4人のうち3人が、自身が記憶している入社時期からそれぞれ2年後、3年後、18年後に厚生年金保険に加入していることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、季節労働者について、採用後、相当の期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年8月1日であることが確認でき、申立期間①のうち同年4月1日から同年8月1日までは適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②については、申立人が、当時、C社において一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除の状況等について確認することができない。

また、当該事業所に照会したところ、当時の資料は廃棄済みであることから、申立人の申立期間②当時の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等については確認できなかった。

さらに、申立期間②前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者3人に照会したものの、いずれも、申立人が申立期間②において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる供述は得られないほか、このうち一人は、「当時、3か月間のアルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

加えて、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月から 32 年 6 月 1 日まで
② 昭和 32 年 11 月 20 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 31 年 6 月、A社に入社し、主にB社のC工事のD作業、F作業を担当しながら、32 年 11 月 30 日まで勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 11 月 20 日に資格喪失したことになる。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 33 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

2 申立期間①については、申立人がA社において一緒に勤務していたとする同僚のうち一人の供述から判断すると、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 4 月 7 日であり、申立期間①のうち 31 年 6 月から 32 年 4 月 7 日までの期間については適用事業所に該当しなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得した66人全員の資格取得年月日が、申立人と同日の昭和32年6月1日となっており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月7日から同年6月1日までの期間に被保険者資格を取得した者は確認できないことから、事業主が、申立人についてのみ、32年6月1日より前に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行ったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②については、申立人の当該事業所において昭和32年11月30日まで勤務したことについての記憶が明確でない上、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚のうち、個人が特定でき、生存が確認された二人に照会したものの、申立人が当該事業所に同日まで勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、当時、申立人と一緒に勤務していたとする申立人の妻も、「申立人の退職は自分より少し早かった。」と供述している一方で、同人の厚生年金保険の資格喪失年月日が申立人と同日の昭和32年11月20日となっていることから、当該供述からも申立人が同日以降も勤務していたことはうかがわれず、ほかに申立人が同年11月30日まで当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 19 日から 39 年 1 月 10 日まで
申立期間は、A市B区にあったC社の支店に勤務しており、D作業、E作業をしていた。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述及び申立人の当該事業所における業務の内容等に関する記憶が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がC社F支店（現在は、C社G支店。以下同じ。）に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、当該事業所及びH保険組合に照会したところ、当該事業所から、「当時、C社F支店の従業員については、既に厚生年金保険の適用事業所となっていた同社I支店で同保険に加入させていた。」との回答が得られたが、いずれも、当時の資料は廃棄しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚のうち、個人が特定でき、生存が確認された二人に照会したところ、このうち一人は、「申立人は、自分と同様に臨時職員であった。」と供述している上、供述のあった入社日から1年後に厚生年金保険に加入していることが確認できるほか、他の一人は、「自分は臨時職員であったので、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡が

無く、また、申立期間中にC社I支店で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる一人に照会したところ、「臨時職員であった時期には厚生年金保険に加入しておらず、正社員になってから同保険に加入した。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、臨時職員について、採用後、一定期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から31年6月30日まで

申立期間は、A社（現在は、B社。以下同じ。）でC工事等に従事していた。当時、同社はD県内でも大手の業者で、官公庁工事も多く受注していたので、厚生年金保険に加入していないのは不自然である。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、申立人が同期入社であったとする者は、申立人が同人の名字しか記憶していないため個人を特定することができないほか、所長であったとする者は、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、既に死亡していることから、これらの者から申立人の当該事業所における勤務状況、厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間から4年5か月経過し、同社がE社に名称変更した後の昭和35年12月1日であり、申立期間においては適用事業所に該当しなかったことが確認できる上、申立期間前後に当該事業所で役員であった者5人のうち4人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年12月1日であることが確認できるとともに、他の一人は当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。